

令和 7 年度奈良県障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

令和 7 年 5 月 2 7 日

（目的）

第 1 この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 2 4 年法律第 5 0 号。以下「法」という。）第 9 条の規定に基づき、障害者の自立の促進に資するため、本県が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、県内の障害者就労施設等（以下「施設等」という。）からの調達の推進を図ることを目的とする。

（適用範囲）

第 2 この方針の適用範囲は、県の全ての機関（以下「各機関」という。）が発注する物品等の調達とする。

（対象となる施設等）

第 3 この方針の対象となる施設等とは、次のとおりとする。

(1) 法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する施設・事業所等

ア 障害者支援施設

イ 地域活動支援センター

ウ 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）

エ 障害者の地域における作業活動の場として障害者基本法（昭和 4 5 年法律第 8 4 号）第 1 8 条第 3 項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）

オ 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成 2 5 年政令第 2 2 号。以下「施行令」という。）第 1 条第 1 号に規定する事業所（特例子会社）

カ 施行令第 1 条第 2 号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）

キ 在宅就業障害者

ク 在宅就業支援団体

(2) 施設等に対して物品等の調達のあっせん又は仲介の業務を行う共同受注窓口としての機能を有する者

（推進体制）

第 4 施設等からの物品等の調達の推進に当たっては、奈良県障害者政策推進本部を中心に、福祉保険部障害福祉課が受発注窓口となり、全庁的かつ計画的に推進する。

2 各部局における調達を積極的に推進するために、部局長を優先調達推進責任者とし、その職務を補佐する者として総務課長を優先調達推進主任とする。

（調達目標）

第 5 物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに契約における経済性、

公正性及び競争性に留意しつつ、第6の規定に基づき、施設等からの調達を推進に努めるものとし、令和7年度の調達目標額を40,000千円以上とする。

(調達の推進)

第6 施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 調達機会増大の配慮

施設等からの物品等の調達に当たっては、次の事項について配慮する。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合だけでなく、これまで施設等からの調達実績のない物品等についても、施設等からの調達の可能性について検討すること。

イ 物品等の調達について、施設等からの調達が可能となるよう、できる限り分離分割発注を行うなどの発注方法を考慮するとともに、履行期限及び発注量を考慮すること。

ウ 機能、規格等必要な事項について、施設等に対し十分な説明をすること。

(2) 随意契約による調達

施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第16条の2の規定による随意契約を積極的に活用する。

(3) 福祉保険部障害福祉課の役割

ア 調達における受発注窓口

物品等の調達において、仕様、履行期限及び発注量等について、各機関と施設等との間での調整を図り、調達を行う。

イ 調達の推進に必要となる情報提供

施設等が提供する物品等の内容などホームページ等により情報を掲載するとともに、各機関からの問合せに対して、必要な情報提供を行う。

ウ 品質の向上等

施設等が提供する物品等について、品質の向上や新商品開発に向けた取組の支援に努める。

(4) 市町村等との連携

調達する物品等の情報提供や情報交換など、市町村等との連携を図りながら、施設等からの調達を進める。

(5) その他

各機関が実施するイベント、各種行事等（委託事業を含む。）での記念品等の購入において、施設等からの調達に努める。

(調達実績の集計・公表)

第7 各機関は、この方針に基づき、施設等からの物品等の調達に積極的に取り組み、年度終了後、調達実績を福祉保険部障害福祉課に報告するものとする。

2 報告を受けた福祉保険部障害福祉課は、調達実績について、その概要を集計し、ホームページ等に公表する。